様式第13号(第11条の2関係)

第　　　号

裁　　決　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審査請求人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　処分庁（処分庁が審査庁と異なる場合）

　審査請求人から　　　　年　　月　　日に提起のあった　　　　　　　　処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主文

事案の概要

審査関係人の主張の要旨

理由

〔教示〕

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、　　　　　に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、　　　　を被告として（訴訟において　　　　を代表する者は　　　　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

 年 月 日

（審査庁） 印